

保育所等の4月入所における出産前申請に関する同意書

東京都北区長 殿

- (1) 産休明け保育実施園への申請について、2月3日（うるう年の場合は2月4日）までに出産した場合、母子手帳の表紙、生まれた児童の生年月日を確認できる書類の写し及び子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（保育認定用）（以下「教育・保育給付認定申請書」といいます。）を指定期日までに提出します。
- (2) (1) について、出産日が2月4日（うるう年の場合は2月5日）以降の場合、4月1日時点で産休明け保育実施園の月齢を満たしていないことを理解し、その保育園に関する利用調整が5月入所分からとなることに同意します。
- (3) 入園年齢が3か月以上の保育園への申請について、1月1日までに出産した場合、母子手帳の表紙、生まれた児童の生年月日を確認できる書類の写し及び教育・保育給付認定申請書を指定期日までに提出します。
- (4) (3) について、出産日が1月2日以降の場合、4月1日時点で入園月齢が3か月以上の保育園の月齢を満たしていないことを理解し、その保育園に関する利用調整が5月入所分からとなることに同意します。
- (5) 入園年齢が4か月以上の保育園への申請について、12月1日までに出産した場合、母子手帳の表紙、生まれた児童の生年月日を確認できる書類の写し及び教育・保育給付認定申請書を指定期日までに提出します。
- (6) (5) について、出産日が12月2日以降の場合、4月1日時点で入園月齢が4か月以上の保育園の月齢を満たしていないことを理解し、その保育園に関する利用調整が5月入所分からとなることに同意します。
- (7) 保育の利用の意思がなくなったときは申請を取り下げます。

保育所等の4月入所の申請に際し、上記の事項に同意します。

____年 ____月 ____日

住 所 _____

保護者署名 (父) _____

(母) _____